

地域の実情に応じた交通手段の円滑な導入

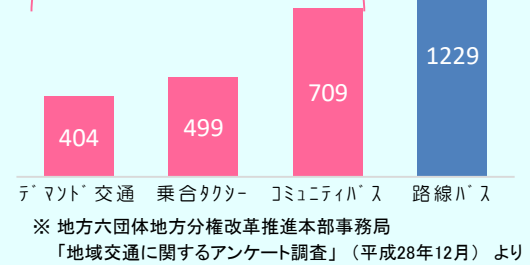
地域交通に関する現状〈地域の高齢化による交通手段の変化〉

- 地域においてコミュニティバス等に求められる役割は増大しているが、コミュニティバス等として活用の進む区域運行、自家用有償旅客運送等は、路線バスと比べて法令上例外的な位置付けのままとなっている。
- 地域の実情に応じた交通手段を円滑に導入できるようにすることが必要。

コミュニティバス等の活用状況

(管内で交通手段となっている市区町村数)

路線バスと並んで
地域の交通手段として
必須の存在に



自家用有償旅客運送等に係る最近の制度見直し

地方の意見も踏まえながら、提案募集制度等により自家用有償旅客運送事業等の交通手段を活用しやすいものとするための見直しが進んできた。

■ 高齢者の移動手段の確保に関する検討会等

- ・自家用有償旅客運送者による少量貨物の有償運送を可能とすること (H28.3~)
- ・市町村が主体となる場合における持込み車両の使用や区域運行を可能とすること (H29.8~)
- ・自家用有償旅客運送に該当せず登録を要しない運送(無償運送)の範囲の明確化 (H30.3~)

■ 地方分権改革有識者会議(提案募集方式)

- ・コミュニティバス等を路線バス停留所に停車可能とすること (H30.3~) ※
- ・地域公共交通会議における議決方法・協議事項等の整理・明確化 (H30.12~)
- ・自家用有償旅客運送者による少量貨物運送に係る許可手続を地域公共交通会議の協議により簡素化 (H31.3~) ※
- ・コミュニティバスの車庫等の市街化調整区域における開発許可を不要とすること (H31.3~) ※
(※ 執行三団体共同提案)

■ 未来投資会議

- ・交通事業者が委託を受ける場合や交通事業者が実施主体に参画する場合の制度整備 (※)
- ・地域住民だけでなく観光客も輸送対象とすることを法律において明確化 (※)
- ・自家用有償旅客運送の対象となる交通空白地について一定の目安を示し、ガイドラインを策定 (※)
- ・地域公共交通網形成計画に自家用有償旅客運送の導入を位置付けた場合の導入手続の簡素化 (※)
(※ R1.6.21 成長戦略実行計画)

地域公共交通に係る地方公共団体の調整権能強化

① 自家用有償旅客運送事業の登録・監査等権限の移譲

事務・権限の移譲状況

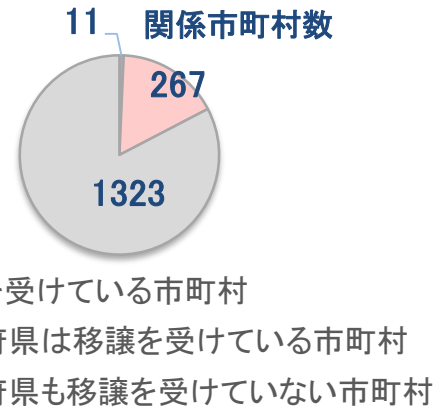
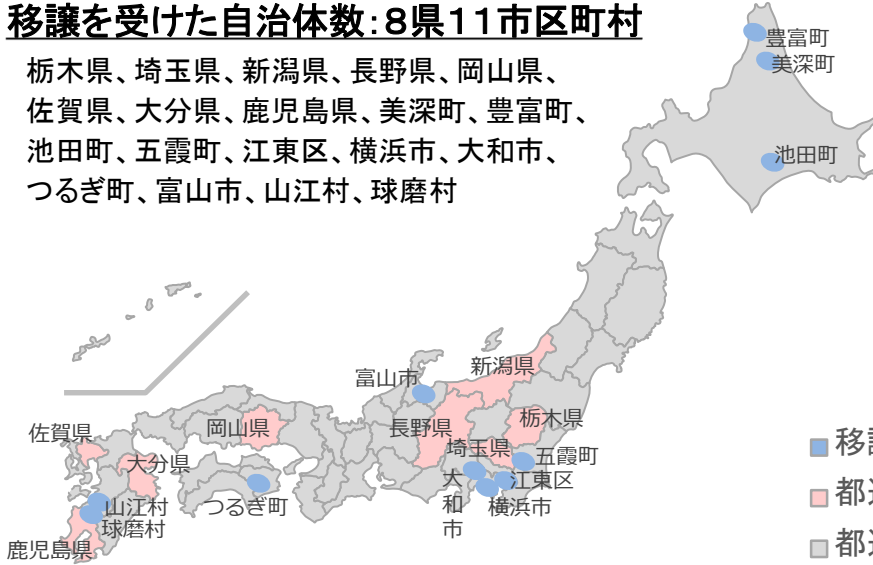
○ 第4次分権一括法(平成26年6月公布)によって、**自家用有償旅客運送に関する事務・権限(登録・監査等)が、手挙げ方式により国から地方へ移譲された。**

【移譲された事務・権限の内容】

- ・自家用有償運送者の新規登録、更新登録、変更登録等
- ・輸送の安全又は旅客の利便の確保のための是正措置命令
- ・業務の廃止に係る届出の受理
- ・自家用有償運送事業に関する報告徴収、監査等
- ・事故報告に係る届出の受理
- ・業務の停止命令及び登録の取消、登録の抹消

移譲を受けた自治体数:8県11市区町村

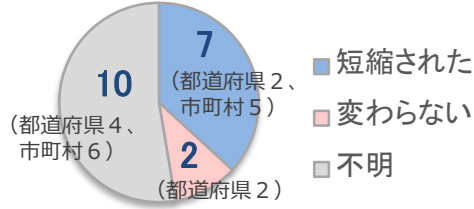
栃木県、埼玉県、新潟県、長野県、岡山県、佐賀県、大分県、鹿児島県、美深町、豊富町、池田町、五霞町、江東区、横浜市、大和市、つるぎ町、富山市、山江村、球磨村



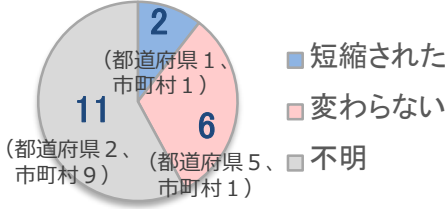
移譲のメリット

○ 登録・変更手続き期間の短縮

交通空白地有償運送

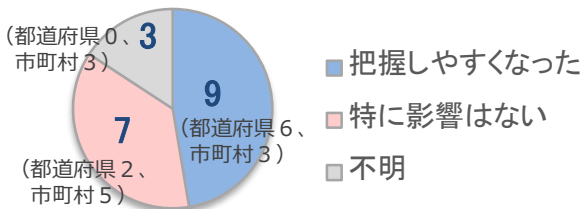


福祉有償運送



- ☞ 手続き期間が半分に短縮された例がある。
- ☞ 短縮した理由としては、運輸支局まで行く手間が省けたことなどによる事務の簡素化などが挙げられている。

○ 地域公共交通に関する情報把握の向上

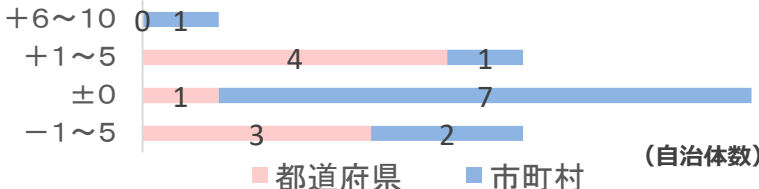


【把握しやすくなった情報の例】

- ☞ 自家用有償旅客運送の利用状況
- ☞ 市町村や事業者、住民等からの、福祉分野における移動手段の実情や課題、要望
- ☞ 事業者の収支状況や利用者ニーズ、事業運営上の課題
- ☞ 旅客の輸送状況、身体障害者、知的障害者等の移動制約者の移動の現状

○ 登録事業者数の変化

(NPO等が運送する福祉有償運送事業者数の増減)

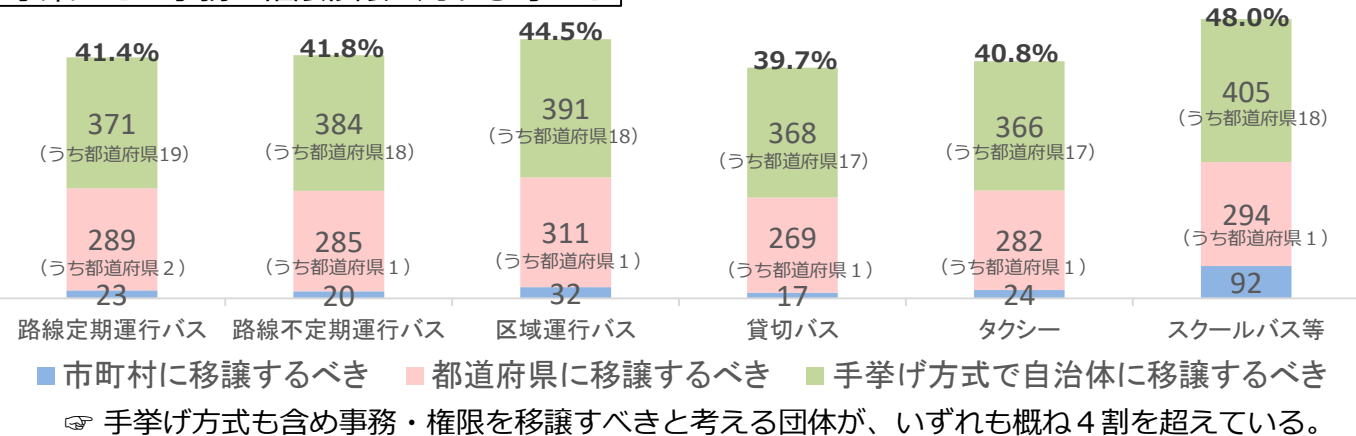


- ☞ 移譲前後で、登録事業者数に大きな増減は見られない団体が多い。
- ☞ 福祉有償運送において、7事業者(当該団体における9%)増加した市町村の例がある。

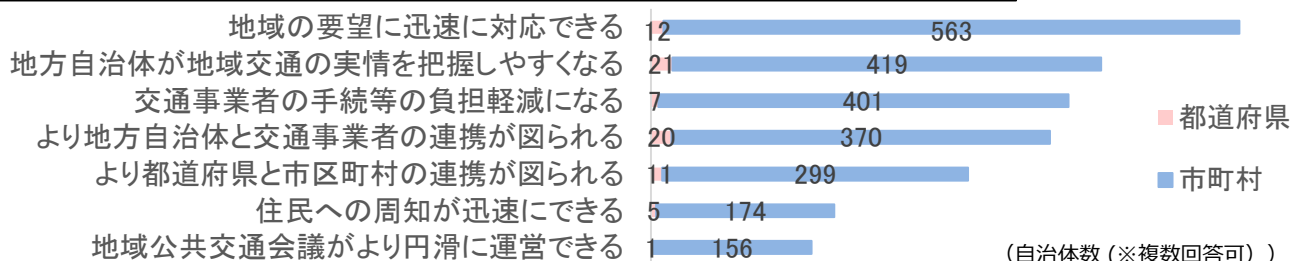
地域公共交通に係る地方公共団体の調整権能強化

② 一般旅客自動車運送事業に関する事務・権限の移譲

事業ごとの事務・権限移譲に対する考え方



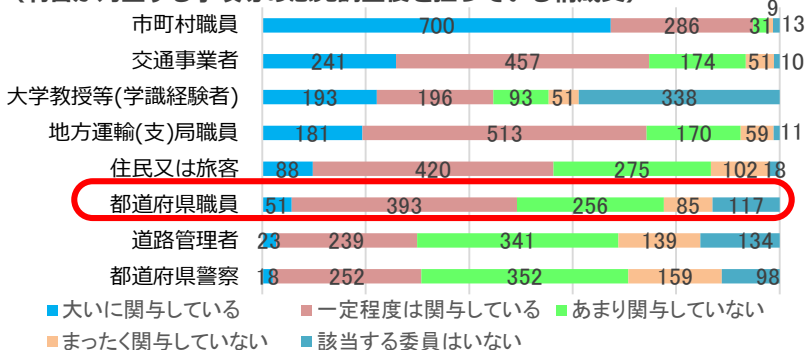
一般旅客自動車運送事業の事務・権限の移譲により考えられるメリット



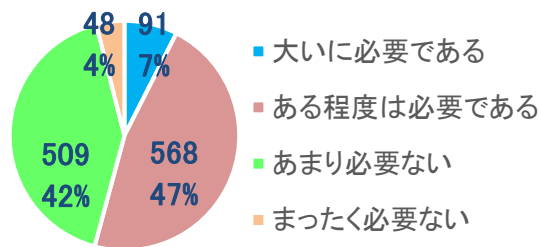
③ 地域公共交通に対する都道府県の関与

地域公共交通会議における合意形成

(利害が対立する事項等の意見調整役を担っている構成員)



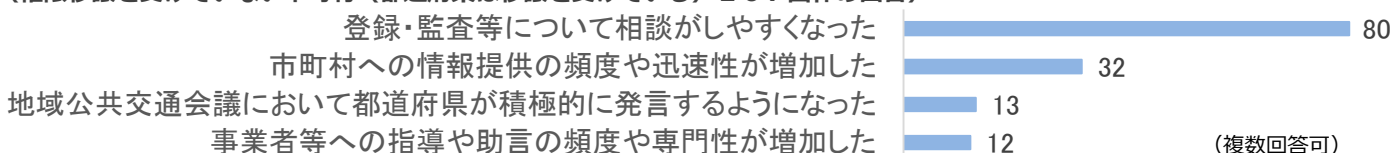
(市区町村の地域公共交通における合意形成に当たっての都道府県による意見調整の必要性)



- ☞ 利害が対立する事項等の意見調整役を担っている構成員としては、市町村職員が多く挙げられ、都道府県職員の関与は比較的小さい。
- ☞ 合意形成に当たって都道府県による意見調整の必要性については、過半数の団体が認識している。

自家用有償旅客運送の登録・監査権限を都道府県が移譲を受けたことによる市町村への影響

(権限移譲を受けていない市町村(都道府県は移譲を受けている)267団体の回答)



- ☞ 都道府県と市町村の関係の強化や、都道府県の姿勢が積極的となる傾向がみられる。